

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（福島県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		3月まで	4月から	3月まで	4月から
			9.47%	9.96%	10.98%	11.51%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,492円	5,776円	6,368円	6,675円
2	68,000	63,000～73,000	6,439円	6,772円	7,466円	7,826円
3	78,000	73,000～83,000	7,386円	7,768円	8,564円	8,977円
4	88,000	83,000～93,000	8,333円	8,764円	9,662円	10,128円
5	98,000	93,000～101,000	9,280円	9,760円	10,760円	11,279円
6	104,000	101,000～107,000	9,848円	10,358円	11,419円	11,970円
7	110,000	107,000～114,000	10,417円	10,956円	12,078円	12,661円
8	118,000	114,000～122,000	11,174円	11,752円	12,956円	13,581円
9	126,000	122,000～130,000	11,932円	12,549円	13,834円	14,502円
10	134,000	130,000～138,000	12,689円	13,346円	14,713円	15,423円
11	142,000	138,000～146,000	13,447円	14,143円	15,591円	16,344円
12	150,000	146,000～155,000	14,205円	14,940円	16,470円	17,265円
13	160,000	155,000～165,000	15,152円	15,936円	17,568円	18,416円
14	170,000	165,000～175,000	16,099円	16,932円	18,666円	19,567円
15	180,000	175,000～185,000	17,046円	17,928円	19,764円	20,718円
16	190,000	185,000～195,000	17,993円	18,924円	20,862円	21,869円
17	200,000	195,000～210,000	18,940円	19,920円	21,960円	23,020円
18	220,000	210,000～230,000	20,834円	21,912円	24,156円	25,322円
19	240,000	230,000～250,000	22,728円	23,904円	26,352円	27,624円
20	260,000	250,000～270,000	24,622円	25,896円	28,548円	29,926円
21	280,000	270,000～	26,516円	27,888円	30,744円	32,228円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.96%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.95%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～